第二条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（教習の科目の基準の細目） **第一条**　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 一　［略］ 二　大型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 三　中型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ中型免許（以下「ＡＴ中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項 四　ＡＴ中型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 五　［略］ 六　準中型免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するＡＴ準中型免許（以下「ＡＴ準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。） 七　ＡＴ準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。） 八　［略］ 九　普通免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するＡＴ普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項 十～十三　［略］ 十四　大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項	（教習の科目の基準の細目） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　大型免許及び中型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項［号を加える。］ 三　［同上］ 四　準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）［号を加える。］ 五　［同上］ 六　普通免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項 七～十　［同上］ ［三号ずつ繰り下げる。］ 十一　大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項